



UNITED NATIONS

NGOの ための



ECOSOCの 協議資格に関する ガイドブック

NGOの
ための

ECOSOCの
協議資格に関する
ガイドブック



国際連合
2011年 ニューヨーク

目 次

国際連合とNGO	1	
ECOSOCと補助機関	3	
ECOSOCの協議資格	6	
国連出入許可証 (グラウンド・パス)	8	
イベント参加	11	
持続可能開発委員会	11	
婦人の地位委員会	12	
社会開発委員会	12	
先住民問題に関する常設フォーラム	13	
人口開発委員会	13	
国連森林フォーラム	14	
犯罪防止刑事司法委員会	14	
麻薬委員会	15	
開発のための科学技術委員会	15	
統計委員会	16	

人権理事会

17



意見書

19



口頭による意見表明

22



国連でNGOがイベントを開催するには

24



協議資格の申請手続

26

1.NGOのプロフィール作成

27



2. オンライン申込書提出

29



3. 申請の審査

32



4. NGO委員会による申込書検討

33



5. NGO委員会による推薦勧告

34



6. ECOSOCによる最終決定

36



4年に1度の報告書

38



連絡先 及び 便利なリンク

41





国際連合とNGO

非政府組織（NGOs）は、1945年の国際連合（UN）設立後、積極的に協力してきました。NGOは加盟国との協議を含め、国連事務局、プログラム、基金及び機関と多方面で協力しています。NGOは情報の普及、認識の向上、開発教育、政策提言、共同運営プロジェクト、政府間プロセス参与、そしてサービス及び技術の専門性の提供など、多くの活動で貢献しています。

経済社会理事会（ECOSOC）設立に関する国連憲章第71条の内容は以下の通りです：

経済社会理事会は、その権限内にある事項に關係のある民間団体と協議するために、適當な取極を行うことができる。この取極は、国際団体との間に、また、適當な場合には、關係のある国際連合加盟国と協議し

た後に国内団体との間に行うことができる。

—— 国連憲章 第10章 第71条

国連憲章第71条は、非政府組織との協議のための適切な取極を提供する門を開きました。現在ECOSOCとの協議関係に関する事項は経社理決議1996/31を通して管理されていますが、この決議は協議資格獲得のための資格要件、協議資格におけるNGOの権利及び義務、協議資格の撤回及び停止手続き、ECOSOCのNGO委員会の役割及び機能、そして協議関係を支援する国連事務局の責任などが記載されています。

国連は、全国連システム及び、その活動の全ての分野にわたってNGOとの協力を強化するために努力してきました。その結果、国連機構は、NGOのより多くの戦略的な参加を促進するための新しい方案を整えています。

国連とNGOの関係を強化する必要性は、様々な書類で強調してきましたが、特に2000年9月にミレニアム宣言において強調されています。NGOにより多くの機会を提供しようという国連加盟国の約束は2005年の世界サミット結果文書でも再確認されました。

経済社会理事会（ECOSOC）は初期からNGOが国連システムに参加する主要機関として役割を果たしてきました。ECOSOCは、NGOの参加のための公式的枠組を持った唯一の国連の主要機関です。1946年に、41団体のNGOがECOSOCから協議資格を与えられました。1992年まで700団体以上のNGOが協議資格を獲得し、その数は着実に増加して今日では3,400団体以上に達しています。



ECOSOCと補助機関

経済社会理事会は、14の国連専門機関、機能委員会、そして5つの地域委員会の経済、社会及び関連業務を調整する主要機関です。国際経済及び社会問題を論議し、加盟国及び国連システムに提供できる政策の提言を準備する中心フォーラムとしての役割を果たしています。

ECOSOCは国連総会で選出された54ヵ国の加盟国から構成されており、理事国の任期は3年です。理事会の議席は地理的な配分原則に従ってアフリカ14席、アジア14席、東ヨーロッパ6席、中南米10席、そして西ヨーロッパ及びその他の国家13席と割り当てられています。

理事会の活動は、数回の会期及び事前準備会議、市民社会のメンバーとの円卓会議およびパネル討論等を通して一年中進行されています。一年に一度、7月に開催される4週間の実質会期は、ニューヨークとジュネーブで1年ごとに交互に開催されます。この年次会議は、(i) ハイレベル・セグメント

(高位級会合)、(ii) 調整セグメント、(iii) 業務活動セグメント、(iv) 人道セグメント、そして(v) 一般セグメントの5部門で構成されています。

年次閣僚級レビュー (Annual Ministerial Review, AMR) は、2007年に始まり、ECOSOCの年次高位級会合期間中に開催され、国連開発アジェンダ (UN Development Agenda, UNDA) に対する進行状況を評価します。また、この会議は経験からの教訓を共有して成功事例を明確にさせるためのグローバルな高位級フォーラムという役割を果たしており、広範囲な参加が成り立っています。

開発協力フォーラム (The Development Cooperation Forum, DCF) もまた、2007年に始まり、国際的に合意した開発目標の履行を強化して、効果的な履行支援方案を模索するための対話を促進する役割を持っています。このフォーラムは国連システム内の核心機関で、国際開発協力の効果お

より一貫性に関する全地球的議論と政策検討のための主要フォーラムです。DCFは、理事会の高位級会合の枠組内で2年に一度開催されます。

ECOSOCの傘下には、理事会の目標を達成することを支援する多くの補助機関があります。ECOSOCは政策の一貫性を提供し、全ての補助機関の重複する機能を調整する役割を担っています。いったん協議資格を獲得したNGOは、ECOSOCの補助機関の活動に積極的に関わることができます。

ECOSOC機能委員会

- 統計委員会
- 人口開発委員会
- 社会開発委員会
- 婦人の地位委員会
- 麻薬委員会
- 犯罪防止刑事司法委員会
- 開発のための科学技術委員会
- 持続可能開発委員会

ECOSOC地域委員会

- アフリカ経済委員会 (ECA)
- アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)
- ヨーロッパ経済委員会 (ECE)
- ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)
- 西アジア経済社会委員会 (ESCWA)

その他の機関

- 先住民族問題に関する常設フォーラム
- 国連森林フォーラム
- 会期及び常設委員会
- 専門家、アドホック、及び関連機関





ECOSOCの協議資格

ECOSOCは、NGOの参加のための公式的な体系をもつた唯一の国連の主要機関です。

このような認証体系は、国連とNGO全てに恵沢を与えていました。「国際連合と非政府組織間の協議関係」に関する決議1996/31に明記されている内容は以下のとおりです。

『…経社理またはその補助機関が専門的な情報や助言を得ることができるようにして、また、世論の重要な要素を代表している国際、地域、小地域、国の組織がその見解を表明できるようにするために協議関係の取り決めがなされるという原則に従って行われるべきである。』

——経社理決議1996/31 第2部 段落20

ECOSOCは、NGOから貴重で専門的なアドバイスを利用できる機会をもつ反面、NGOもまた自身の見解を明らかにし、理事会に影響を与えることができる機会を得ます。NGOは、UNに重要な価値となる専門的な力量、実務経験及び柔軟性を持っています。例えば、協議資格を獲得したNGOは以下ののような役割を果たすことができます：

- 問題に対して現場での経験を踏まえた直接的な専門家の分析を提供
- 早期警報機関としての役割
- 国際的協約に対する監視および履行の支援
- 関連する問題に対する一般大衆の認識向上支援
- 国連の目標と目的の達成における主要な役割を担当
- 団体主催のイベントで重要な情報を寄与

一方、ECOSOCはNGOの声が世界中で聞かれ、ECOSOCの議題に寄与できる機会を提供します。

協議資格を持つNGOは以下のような権限を持つことができます：

- 國際會議及び行事への参加
- 國際行事で書面及び口頭で意見を発表する
- サイドイベント（付帯行事）の主催
- 国連内への出入
- ネットワーク形成及びロビー活動の機会を持つ

ECOSOCは協力対象団体に対して、いかなる種類の基金、あるいは財政支援を行わないという点を留意しなくてはなりません。しかし、ECOSOCの行事における社交的なネットワーキングにより、交流や知識基盤を拡大させることで、様々な出資者たちと可能性のあるパートナーシップや共同作業を模索する機会が与えられます。

国連出入許可証 (グラウンド・パス)

ECOSOCとの協議資格を持つ各NGOは、代表者を指定して、毎年12月31日まで有効で国連内への出入が許可される年間パスを取得することができます。各NGOの最高総務責任者（CAO）と、会長または最高責任者に発行される出入許可証（グラウンド・パス）に加えて、ニューヨーク、ジュネーブ及びウィーンでそれぞれ最高5枚ずつ発行され、1団体で合計7枚のパスが発行されます。1日のみ、または3ヶ月まで使用できる短期パスも特定の行事のために発行することができます。

ニューヨークの国連本部へ年間パスを申請するためには、以下の手続を踏まなければなりません：

- まず、NGO課（NGO branch）¹ のホームページで、あ

なたの団体のページにログインする。（「連絡先及び便利なリンク」の項参照）

- 「Consultative status（協議資格）」のタブの下にある「Designations（指定）」に行く。
- 指定したい代表者を事前登録するため、「New York（ニューヨーク）」をクリックする。

ひとまず事前登録ができれば、各NGOの代表者は、写真入りの身分証明書とあなたが所属する団体の最高5人まで（最高総務責任者と最高責任者の2名もあわせて）の年間パス保持者を指定した、最高総務責任者／最高責任者の署名があるレターヘッド付きの公式レターを持っていけば、NGO



課の事務室でグラウンド・パスを受け取ることができます。使用しないパスは必ず返却しなければなりません。またNGOは、指定された代表がこれ以上該当の団体で勤務しなくなる場合、その旨を必ずNGO課へ通知し、公式代表リストが常に最新の状態で維持されるようにし、必要な場合には、新しいパスが発行できるようにしなければなりません。

¹ NGO課（NGO Branch）はニューヨークの国連事務局の社会経済局（the Department of Social and Economic Affairs of the UN Secretariat）の部署である。





イベント参加

ECOSOCから認証を受けたNGOは、 ECOSOC、機能委員会及び他の補助機関の定期会議を含めて、 またそれに限らず、多くのイベントに参加することができます。通常年一回開催されるこのような会議で、 NGOは以下のような権限を行使することができます：

- 公式会議への参加
- 会期開始前に書面で意見提出
- 口頭意見発表
- 公式政府代表団及び他のNGO団体の代表たちと会うこと
- 会期中に開かれるパラレルイベント（並行行事）の主催及び参加
- 討論、相互対話、パネル討論及び非公式会合への参加

NGOの参加に対して、 様々な機関が互いに異なる方式を持っていますが、 すべてに共通してECOSOCの認証を持ち、 また有効な地位を維持しているNGOだけに会議への参加を許可しています。

持続開発委員会

Commission on Sustainable Development

持続開発委員会（CSD）は1992年ブラジルのリオデジャネイロで開かれた環境と開発に関する国際連合会議（UNCED-「地球サミット」としても知られている）の効果的なフォローアップを保障するために1992年12月に設立されました。この会議で世界の指導者たちは

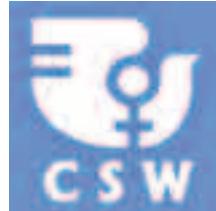


「気候変動枠組条約」と「生物の多様性に関する条約」に署名し、「リオ宣言」と「森林原則」を発表し、21世紀に持続可能な開発の達成計画として300ページの「アジェンダ21」を採択しました。

CSDはニューヨークで年次会合（4月末から5月初旬まで）を開催し、2年周期で具体的な主題別及び共通の問題に重点を置いています。CSDはNGOの広範囲な参加を奨励しています。

婦人の地位委員会 Commission on the Status of Women

婦人の地位委員会（CSW）は、男女平等と女性の地位向上に寄与する主要な国際政策立案機関です。委員会は、ニューヨークで10日間（2月末から3月初旬にかけて）の日程で毎年会議を開催しています。世界の



男女平等と女性の地位向上を促進させるために、男女平等の進展状況を評価し、課題を把握し、国際的基準を設定し、具体的な政策を樹立させています。

NGOの積極的な参加は、CSWの活動において重要な要素です。NGOは、「北京宣言及び行動綱領」のように、女性のエンパワメントと男女平等に対して、現在の国際政策のフレームワークを形成するにあたって重要な役割を担ってきました。NGOは、国際及び国家指導者たちが行動綱領で約束されたことを履行に移せるように継続して重要な役割を果たしています。

社会開発委員会 Commission for Social Development

1995年にコペンハーゲンで開催された「世界社会開発サミット」以降、社会開発委員会（CSocD）は「コペンハ



ゲン宣言及び行動計画」のフォローアップと履行を中心となつて管轄する国連機構として役割を果たしてきました。社会開発委員会はニューヨークで通常2月に年次会議を開催しています。1995年以降毎年、委員会はコペンハーゲン・サミットの結果のフォローアップの一環として中心的な社会開発のテーマを扱ってきました。このような活動は2年周期で組織され、検討及び政策会議が含まれています。

先住民族問題に関する常設フォーラム Permanent Forum on Indigenous Issues

国連先住民族問題に関する常設フォーラム（UNPFII）は、経済及び社会発展、文化、環境、教育、保健、そして人権に関連した先住民族問題を論議する任務をもったECOSOCの諮問組織です。

このフォーラムは、ニューヨークで通常5月に10日間の日程で年次会



議を開催しています。各会期はテーマ別に具体的な課題に重点を置いています。例えば、2010年第9回会期のテーマは、「原住民：文化とアイデンティティが伴う発展；先住民族の権利に関する国際連合宣言第3条と第32条」でした。

人口開発委員会

Commission on Population and Development

人口開発委員会（CPD）は、ECOSOCで人口問題及び動向、人口開発戦略、政策及びプログラムに関して支援、助言を行い、また発展途上国に人口支援を提供しています。

CPDは1994年までは2年または3年ごとに会議を開催していましたが、それ以降は通常4月初旬に年次会議を開催しています。各会期ごとに特定の主題を討論していますが、2011年の最新の会期では「出産、生殖に関する健康、及び開発」というテーマを扱いました。

国連森林フォーラム United Nations Forum on Forests

国連森林フォーラム（UNFF）の主要目標は、すべての森林の管理、保全、そして持続可能な開発の促進、そしてこれらの目標達成のために長期的な政治意志を強化することです。

2007年以降、フォーラムは2年周期で、最長2週間の日程で開催されています。フォーラムの各会期は中心テーマに基づいて開催されています。



犯罪防止刑事司法委員会 Commission on Crime Prevention and Criminal Justice

犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）は犯罪防止、刑事司法に関して政策の指針を提供する国連システムの中心機関です。委員会は人身売買、超国家的犯罪およびテロ防止を含めた刑事司法問題に対する国際政策および勧告事項を樹立させます。

委員会の任務分野は以下の通りです：

- 組織犯罪、経済犯罪および資金洗浄（マネー・ロンダリング）を含めた国家および多国籍犯罪根絶のための国際的措置
- 環境保護において刑法の役割強化
- 青少年犯罪および暴力を含む都市地域の犯罪防止
- 刑事司法行政システムの効率性および公正性向上

このような主要テーマが、ウィーンで4月および5月頃に開催される年次会議での討論テーマとして選択されます。

麻薬委員会

Commission on Narcotic Drugs

1946年に設立された麻薬委員会（CND）は、麻薬に関する問題に対する国連の中心的な政策立案機関です。委員会は世界の麻薬根絶のための国際麻薬統制システムを強化するため、世界の麻薬の現状を分析し、政策を発展させます。

委員会は麻薬関連の国際条約及び合意案の適用及び履行の監督に関してECOSOCを支援します。また、委員会は麻薬、向精神性物質及び原料物質の統制と関連した全ての問題に対してECOSOCに助言します。

委員会はジュネーブで通常3月に8日以内の日程で年次会議を開催します。

開発のための科学技術委員会

Commissions on Science and Technology for Development

開発のための科学技術委員会（CSTD）は、国連総会及び経済社会理事会に助言するために1992年に設立され、フォーラムとして以下のような役割を担っています：

- 科学技術に関する疑問点、このような疑問点が開発に及ぼす含意の調査検討
- 特に開発途上国に関する科学技術政策に対する理解強化
- 国連システム内の科学技術問題に対する勧告事項および指針樹立

委員会はジュネーブで5月に1週間の日程で年次会議を開催します。

統計委員会

Statistical Commission

国連統計委員会（UN StatCom）は、1947年に設立され、
以下のような分野についてECOSOCを支援しています：

- 国家統計の発展及び国家間統計の互換性改善促進
- 専門機構間の統計業務調整
- 国連事務局の中心的統計支援業務開発
- 国連機関に統計情報の収集、分析および配布と関連した一般的質問に関する助言
- 全般的な統計および統計方法の改善促進

委員会はニューヨークで2月末に4日間の日程で年次会議を開催します。





人権理事会

人権理事会（HRC）は、人権問題を管轄する国連の主要政府間組織です。理事会は、47ヶ国の加盟国で構成されており、スイス・ジュネーブで毎年少なくとも3回の会議を開催しています。



理事会の役割は、組織的な人権侵害を含めた人権侵害問題を扱い、全人類の人権に対する尊重を促進し、国連システム内で人権問題に対して効果的な調整と主流化を実現することです。

指定された会期（定期会議）の間、理事会は補助機関の人権手続きおよびメカニズム活動を検討して、また、具体的な問題に対する対話と相互理解を増進するためのパネル討論と特別行事を組織することができます。

通常の会議以外に、理事会は特定国家または、テーマ別の問題と関連した特別会議も開催することができます。

人権理事会は、ECOSOCの補助機関ではありませんが、ECOSOCとの協議資格を持ったNGOは人権理事会の会議にオブザーバーとして参加できる認証を受けることができます。

オブザーバーとして、NGOは次のような権限を持ちます：

- 提訴手続きがなされ人権理事会で審議中であることを除いて、人権理事会のすべての会議への参加および傍聴。
- 人権理事会に書面意見書提出。
- 人権理事会で口頭意見陳述。
- 192ヶ国の全国連加盟国人権報告書を4年に一度検討する「普遍的定期審査（UPR）」に参加。
- 討論、相互対話、パネル討論および非公式会議に参加。
- 人権理事会業務と関連した問題に対して「パラレルイベント」を主催。

人権理事会の会議へ参加を希望するECOSOCとの協議資格を持ったNGOは、会議が開催される前の十分な期限内にジュネーブの国連事務局に認証を要請するレターを送らなければなりません。

人権理事会のウェブページでNGO参加に関する広範囲な情報を提供しています。

『国際人権基準の発展のために努力してきた市民社会団体らの貢献に対して強調せざるをえません。[…]

今日、市民社会団体らの見解、実用的な知識および学問は、全人類のための正義と平等を追求する過程でも同じように人権運動でも重要な役割を果たします。』

——国連人権高等弁務官（2008）ナバネセム・ピレイ

意見書

ECOSOCは、市民社会の専門的な見解、アイディア、及び提案を必要とし、また求めています。このような理由で、ECOSOCはNGOが理事会の様々な分野別テーマと関連した書面での意見書を提出するように推奨しています。決議1996/31では意見書について以下のように明記しています：

『総合協議資格を有するNGOおよび特殊協議資格を有するNGOは、それぞれが特別な能力を持つテーマに関して、理事会の業務に関連する意見書を提出することができる。そのような意見書は、事務総長によって経社理の理事国に配布される。』

——経社理決議1996/31 第4部 段落30

意見書はCSO Netウェブサイトにてオンラインで提出することができます（後記の連絡先を参照）。意見書を作成して提出する前に、関連情報を必ず注意深く読むようにしてください。一部の行事の場合、意見書に関して他の手続が必要な場合があるからです。

ECOSOCに提出する意見書の場合、意見書に許可されている単語数はそれぞれのNGOがもつ協議資格の種類によって異なります。決議1996/31によれば、意見書の許容単語数は以下のように制限されています。

- 総合協議資格をもつ団体：最大2,000語
- 特殊協議資格をもつ団体：最大500語

各団体から1件の意見書のみ提出が認められます。

ロスターの資格をもつ団体は、国連事務総長がECOSOC議長およびNGO委員会との協議の下、要請される場合のみ意見書を提出できます。

総合及び特殊協議資格をもったNGOは、専門的知識を持ったテーマに関して、機能委員会を含めたECOSOCの委員会と補助機関にも意見書を提出することができます。意見書の許容単語数は以下のとおりです：

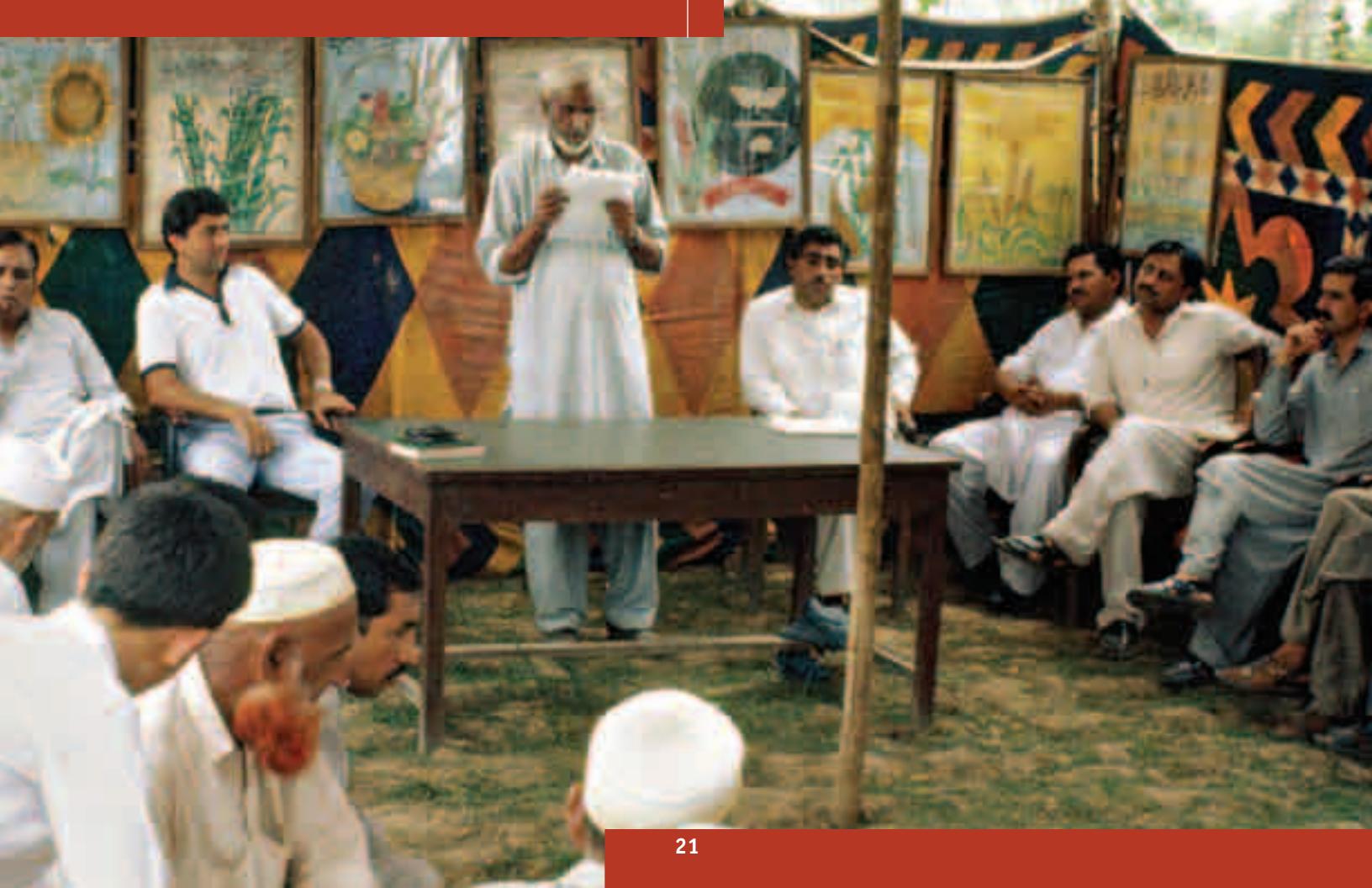
- 総合協議資格をもつ団体：最大2,000語
- 特殊協議資格をもつ団体：最大1,500語

各団体から1件の意見書のみ提出が認められます。より詳細な情報は、決議1996/31を参照してください。機能委員会のリストと関連した連絡先が後の連絡先セクションに提示されています。

また、NGOは、他の団体と共に共同で意見書を提出することができます。これはホームページの意見書提出ページの下の段の共同提出（Joint Submission）欄から可能です。

意見書を提出する前に、連携を希望する団体を検索し、選択することができます。





口頭による意見表明

決議1996/31に明示されたように、総合または特殊協議資格を持ったNGOは、ニューヨークの国連本部またはジュネーブの国連事務所でも会議が開催される場所によってECOSOC 年次会議で口頭の意見を表明することができます。理事会の年次会議はこの二つの都市で交替に開催されます。各団体別に1件のみ口頭意見の提出が許されます。口頭意見のテーマは、該当の年度に理事会が重点を置いたテーマと関連がなければなりません。NGOは、口頭意見を直接理事会でまたは補助機関で発表することができます。ロスターの協議資格を持った団体は、国連事務総長、またはECOSOCそして／または補助機関が要請する場合のみ口頭意見を発表することができます。

年次閣僚級レビューの過去のテーマ：

2011 - 教育

2010 - 男女平等と女性のエンパワメント

2009 - 世界的な公衆衛生

2008 - 持続可能な開発

2007 - 貧困と飢餓の撲滅

NGOは口頭意見を機能委員会にも行うことができます。

さらに詳しい情報は、該当の事務局に連絡してください。

NGO課は、ECOSOCに提出する口頭意見の締切期限をNGOに通知します。理事会の年次会議の議題案も一緒に提供されます。しかし、ECOSOC議長が会議の時間割当に対する決定権を持つため、NGO課が各団体の意見発表のための確かな時間を保証することができないという点を留意してください。発言者に関する最終決定は理事会議長の権限に属します。

ECOSOCでは、他のNGO団体との共同意見書発表も奨励されています。共同意見書発表を通じて自分の団体の力量を強化し、また専門家の意見をECOSOCに提案することができる機会を拡大することになるからです。

2010年ニューヨークで開催された高位級会合で、以下の協議資格をもつNGOが口頭意見を発表しました。

- アクション・エイド (Action Aid) (1991年より特殊)
- 市民参加世界連合 (CIVICUS World Alliance for Citizen Participation) (2004年より総合)
- 非政府機関会議 (Conference of Non-Governmental Organizations, CONGO) (2002年より総合)
- ヘルプエイジ・インターナショナル (HelpAge International) (1995年より総合)
- 国際女性連盟 (International Alliance of Women) (1947年より総合)
- アラブ・イスラエル和解国際委員会 (International Committee for Arab-Israeli Reconciliation) (2006年より特殊)

- 国際家族計画連盟 (International Planned Parenthood Federation, IPPF) (1973年より総合)
- 聖母マリア修道女会国際会 (International Presentation Association of the Sisters of the Presentation of the Blessed Virgin Mary) (2000年より特殊)
- 國際貿易組合連盟 (International Trade Union Confederation) (2007年より総合)
- 全国生存権教育信託基金 (National Right to Life Educational Trust Fund) (2003年より特殊)
- 南北21財団 (Nord-Sud XXI — North-South XXI) (1995年より特殊)
- RMP研究所 (Rambhau Mhalgi Prabodhini) (2006年より特殊)
- 貿易と持続可能な開発のための国際センター (International Centre for Trade and Sustainable Development, ICTSD) (2003年より特殊)
- 都市及び地方自治体連合 (United Cities and Local Governments) (1947年より総合)
- 世界動物保護協会 (World Society for the Protection of Animals, WSPA) (1971年より特殊)

国連でNGOがイベントを開催するには

NGOはECOSOC機能委員会が組織する主要行事と係わるサイドイベント（付帯行事）を主催することができる機会をしばしば持つことができます。サイドイベントの主催を希望する場合、ECOSCOの各機能委員会の特定行事主催側と連絡をとり、アイディアを相談しなければなりません。サイドイベントとして選ばれたら、その行事に関して該当の部署と協力しなければなりません。

例えば、2011年2月に開催された第55回婦人の地位委員会の期間中に、国際女性平和自由連盟（the WILPF、1948年より総合協議資格）とワン・ボイス運動は、UNウイメンと国連アイルランド政府代表部との共催で「ジェンダー・技術・平和構築：イスラエルとパレスチナの国境の架け橋」というテーマでパネルディスカッションを主催しました。プラン・インターナショナル（1981年よりロスター）は、国連児童基金

(UNICEF) と国連女子教育イニシアチブ (UNGEI) と共に「女子のエンパワメント：教育と技術」というテーマで同じようなイベントを主催しました。



協議資格の申請手続

ECOSOCは、国際的、地域的、諸地域及び国家的・非政府・非営利団体、公共またはボランティア組織と協議関係を構築することができます。

ECOSOCとの協議資格を獲得することができる主要要件は次の内容が含まれます：

- NGOの業務が ECOSOCの業務と関連性がなければならない。
- 透明で民主的な意思決定メカニズムと民主的に採択された憲章（定款）を持たなければならない。
- 最高責任者が存在し、本部が設立されていなければならない。
- 協議資格を申請するためには、少なくとも2年間存在した組織でなければならない。
- 所属構成員たちを代弁することができる権限を持たなければならない。

- 代表体系をもたなければならない。
- 説明責任に関する適切なメカニズムをもたなければならない。
- 寄付金及びその他支援金、そして直接・間接費用を含めた財務諸表を委員会に提供しなければならない。

すでにECOSOCとの協議資格を持っている国際的な団体と提携しているNGOは、その業務活動が国連の目標と目的に直接的な関連があるという点を証明すれば、ECOSOCの NGO 委員会で協議資格を受けることができます。

協議資格を申請するNGOは、事務局がその申請書を受け取る日において、少なくとも2年間存在する組織であることを証明しなければならない。

——経社理決議 1996/31、第9部、段落61 (h)

ECOSOCとの協議資格を獲得するための

6つの簡単なステップ：

申請手続の各段階は次ページから詳細に説明されています。

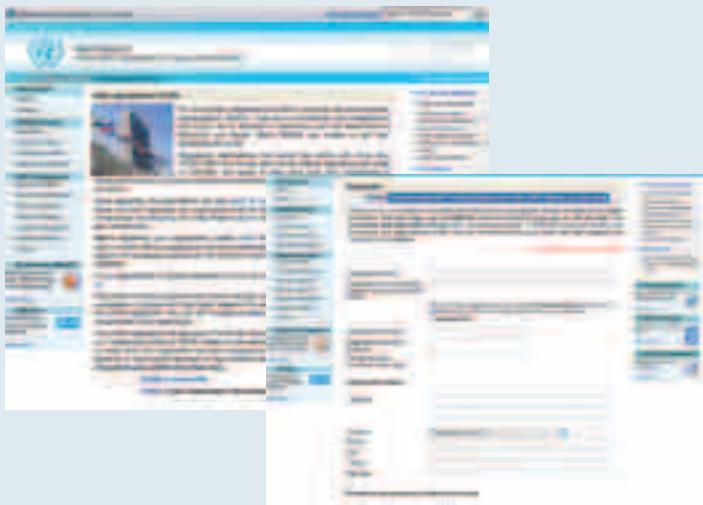
申請、ECOSOCの検討及び承認までの手続き段階は次のようにになります。

1. 団体のプロフィール作成
2. アンケート及び関連文書を含めたオンライン申込書提出
3. 申請が完全かどうか確認するため、NGO課による申請の1次検討
4. ECOSOCのNGO委員会の毎年1月に開かれる定例会合または5月に開かれる再開会合の期間中、申請を検討
5. NGO委員会による推薦勧告
6. ECOSOCにより毎年7月に申請に対する可否を決定

1. NGOのプロフィール作成

- a. NGO課ホームページ (*NGO Branch homepage*、連絡先の項参照) に行き、左側のメニューにある「*Apply for consultative status* (協議資格申請)」をクリックする。
- b. すでにデータベースにプロフィールが作成されているか確認したい場合、「*Click here if you are not sure if your organization already has a profile* (あなたの団体がすでにプロフィールが登録されているかどうかわからない場合ここをクリック)
- c. 以前に作成されたプロフィールがないことを確認し、右側のメニューから「*Add organizational profile* (団体のプロフィール追加)」をクリックする。

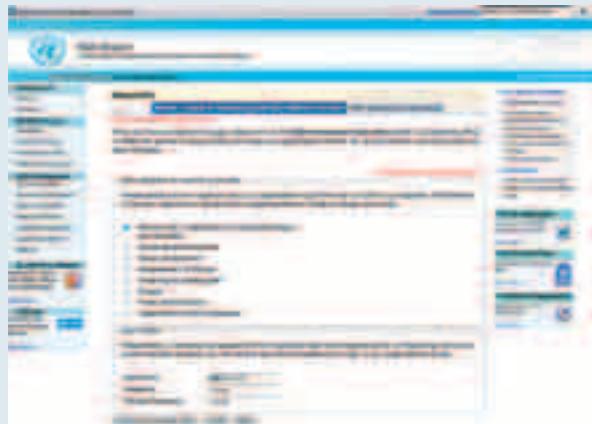




- d. 「新しいプロフィール作成」をクリックする。
- e. 新しいプロフィールのフォームを慎重に作成する。赤いアスタリスク (*) が表示されたすべての項目は必ず入力しなければならない。他の項目は選択事項。「*Main objective and login details* (主要目的とログインの詳細)」の下の「*Main objective* (主要目的)」として、「*Applying for consultative status* (協議資格申請)」を選択。プロフィールを1回以上提出しないよう気をつけてください。

- f. このステップまで終り、NGO課がプロフィールを承認すれば、承認通知とウェブサイトのログイン情報を受けることができる。プロフィールが承認された後、続けてECOSOCの協議資格のオンライン申込書を提出することができる。プロフィールの承認には2~3日かかることを留意してください。

国連に報告するEメールアドレスが機能しているかどうか、そのメールアドレスを何度もチェックしているか確認するようにしてください。申請に関する今後のすべてのコミュニケーションに役立ちます。



2. オンライン申込書提出

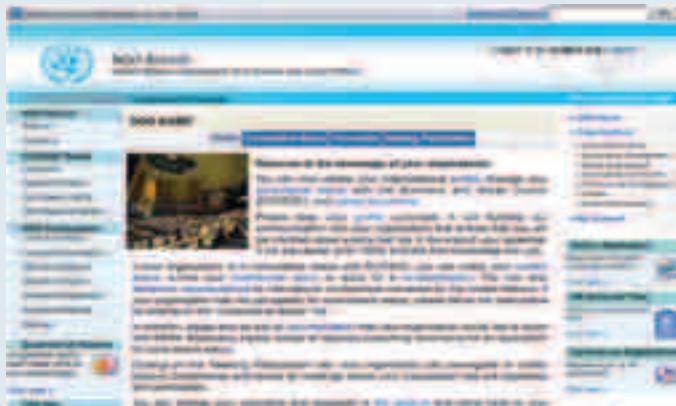
協議資格申込書は、委員会の検討を希望する年度の6月1日までオンラインでアップロードしなければなりません。申込書は国連の2つの公用語である英語またはフランス語で作成することができます。申請をするためにオンライン申込書と共に必要な関連書類も電子ファイルでアップロードしなければなりません。その書類は以下の内容です：

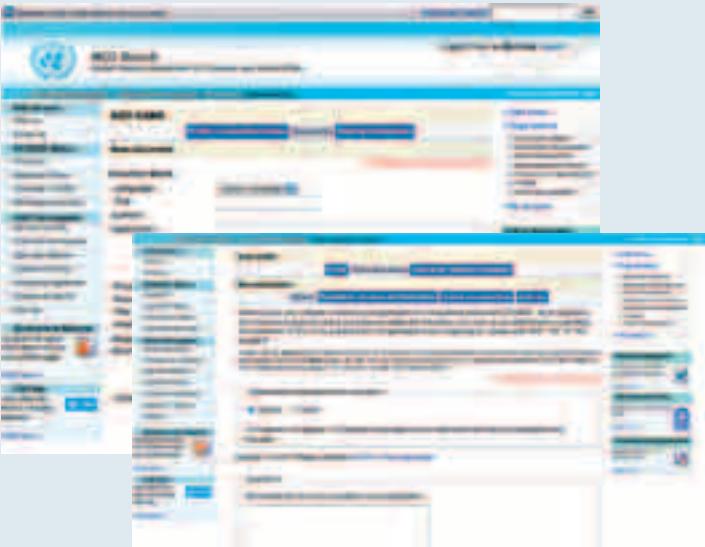
- 団体の憲章/定款そして/または規約/細則及び関連書類の改正案のすべてのコピー（経社理決議1996/31の段落10参照）
- 登記証のコピー。決議1996/31により、団体は国連事務局が申込書を受けた日付当時に少なくとも2年間存在したという事實を立証しなければならない。
- 最新の財務諸表及び年次報告書のコピー。
- 刊行物及び最新の記事またはステートメントのサンプル、そして可能ならば、組職図。

刊行物を除いて、すべての提出文書は英語またはフランス語に翻訳されなければなりません。

申込書提出：

- a. NGO課のホームページに行き、「*Login for the iCSO database (iCSOデータベースにログイン)*」をクリックしてログインする。
- b. 「*Consultative status (協議資格)*」のタブをクリックし、スクロールを下げる「*Submit application (申込書提出)*」をクリックする。
- c. 申込フォームに入力する。空欄をつくるないように。簡潔に要点だけ記入するようにする。申し込み過程で記入し





- e. また上記にあるように、必要な提出書類をアップロードする必要がある。この手続きは「Documents (書類)」のタブで進めることができる。すべての書類はオンラインでアップロードされなければならない。そうでない場合、申請手続は進まない。



- た内容が消えないように、少なくとも20分ごとに情報を保存する。
- d. 申込フォームの中で、一部内容が抜け落ちたり、正確ではない場合、これを警告する赤い文字が画面に表示される。申込フォーム作成が完了したことを確認して、「Submit (提出)」をクリックする。

申請のためのチェックリスト

- すべての質問に回答する。
どんな質問も空欄のまま残さない。もし自分の団体に該当しない質問があれば、「not applicable（該当なし）」と記入する。
- 明瞭に、簡潔に、要点をまとめて記入する。
- すべての提出書類と翻訳文書を忘れないようにする。
書類をスキャンする場合、必ず判読可能な状態にすること。
- 普通字体を使い、大文字だけの文章にせず、記号は使わないように。
- 国家または領土に言及する場合、正確な国連用語を使う。
国連用語のウェブサイト (<http://unterm.un.org/>) を参考にしてください。
- 質問がある場合、ホームページの「Contact Us」リンクをクリックしてNGO課のメッセージシステムを通して遠慮なく連絡してください。

3. 申請の審査

経済社会局（国連事務局）のNGO課は、ECOSOCのNGO委員会が次期会期で検討のため提出される前に初期段階として申込書を検討する責任があります。

NGO課は、NGO委員会を支援して、国連体制、加盟国及び市民社会の代表者に、NGOに関する助言と情報を提供するために申込書検討手続を進行します。NGO課の業務は、国連施設に対する出入を許可するための行政及び保安手続の監督から、国連の目標と目的達成のためのNGOの実質的貢献に対する訓練、情報及び助言の提供に至るまで多様です。

6月1日からNGO委員会の次期会期までの間に、NGO課は申込書の検討に力を注ぎます。申込書がNGO課に届いたら、申込書の完成精度と明確性が検討されます。検討の目的は、NGOが必要なすべての情報と書類を提出したのかを確認し、予定されたNGO委員会の次期会議で申込書を検討

できるように準備するためです。

いったん申込書が完了すれば、申請したNGOは、NGO委員会の委員国が申込書を検討する次期会議に関してレターを受けるようになります。

4. NGO委員会による申込書検討

NGO委員会は、ECOSOCの補助機関として、均衡的な地理的配分原則によって選出された19ヶ国の加盟国で構成されています。委員会はアフリカ国家5席、アジア国家4席、東欧国家2席、中南米国家4席、そして西ヨーロッパ以及其他地域国家4席で構成されています。

協議資格申請が検討される会議の間、申込書を提出した団体の1～2名の代表者が会議に参加することができます。代表者が参加することは、NGO委員会が申し立てる質問に回答をし、内容を明確にする機会となります。しかし、代表者の委員会の会議への参加が、委員会の質問に回答するようになり要請を受けるようになるということを保障するものではありません。

NGO代表者の参加は義務的なことではなく、申込書の承認結果にどんな影響も及ぼさないという点を留意しなければなりません。委員会加盟国が申し立てる質問は、申込書を提

出したNGOが確認することができ、必要な場合回答するようにオンラインシステムにいつもアップロードされます。このシステムを通して、委員会会期の間、申込書検討と係わって事務局及び委員会委員国との効果的な疎通が成り立つことができます。

NGO課は、NGOが直接的にそして速かに回答をアップロードできるようにインターネットを利用したウェブ上のシステムを提供します。国連事務局はシステムで受信した回答を検討してこれをNGO委員会の委員国に伝達します。委員会がNGOに申し立てた質問を含めてすべての情報はこのシステムに掲示されます。同様に、委員会が申込書検討を簡単で迅速にするために、NGOの回答もこのシステムにアップロードされなければなりません。

5. NGO委員会による推薦勧告

NGO委員会は、協議資格を申請したNGOからの申込書を検討するために、毎年2回、まず1月、そして5月に再び会議を開催します。そして、委員会の推薦は経済社会理事会に伝達され、7月に開催されるECOSOC高位級会合中に、協議資格付与が決定されます。

申込書が検討されたすべてのNGOに公式通知が送付され、委員会の推薦が知らされます。NGO委員会の推薦では報告書として出版されて、NGO課のウェブサイトに掲載されます。申請に関して、すべての関連するプレスリリース（報道資料）もこのウェブサイトに掲載されます。

各会期に（1月と5月）成立した委員会の推薦は、理事会に伝達され、毎年7月に開催される会議で決定するという点を留意しなければなりません。したがって、7月の理事会の年次会議終了後のみNGOのECOSOCとの協議資格獲得の可否が決まります。

委員会は、3種類の協議資格カテゴリー（総合、特殊、またはロスター）の中から1つの資格を推薦したり、NGOからの説明や回答を待ちながら、次期会議まで申込書検討を延期することを決定します。したがって、NGOは、質問と説明に対する要請を受けた時に迅速に対応することが大変重要です。またNGOに申し立てられた質問はEメールのみを通じて通知されるので、NGOプロフィールのすべての連絡先、特に一番使用するEメールアドレスをいつもアップデートすることも非常に重要です。

3種類の協議資格が、団体の形態に基づいてNGOに与えられます。その種類は以下のとおりです：

総合協議資格 (General Status) は、さまざまな国家で広範囲な社会分野を代表するNGOに与えられます。このようなNGOの活動分野は、ECOSOC及び補助機関のアジェンダに関する大部分の問題を含みます。このような資格をもつNGOは、広範囲な地理的範囲を包括して、かなり規模が大きく安定した基盤を持つ国際NGOである

傾向があります。

特殊協議資格 (Special status) は、ECOSOCの一部の活動分野にのみ特別な能力と関心を有するNGOに与えられます。このようなNGOは、規模がより小さく、新しく設立されたものが多いです。

ロスター (Roster status) は、より狭い範囲そして/あるいは技術的な分野に重点を置きながら、ECOSOC またはその補助機関の活動に場合によって有用な貢献をするNGOに与えられます。

会議に参加することができない場合、プレス・リリース（報道資料）を通して、委員会の推薦とECOSOCの決定事項に関する最新情報に接することができます。

Press Releases

- Feb 6, 2011 ECOSOC/6486**
COMITÉ DES ONG: PROCÉDURE INTOUR DE LA DEMANDE D'ACCREDITATION DE « INTERNATIONAL LESBIAN AND GAY PRIDE COUNCIL »
- Feb 4, 2011 ECOSOC/6486 ONG 71***
COMITÉ DES ONG: BATAILLE DE PROCÉDURE INTOUR DE LA DEMANDE D'ACCREDITATION DE « INTERNATIONAL LESBIAN AND GAY PRIDE COUNCIL »
- Feb 3, 2011 ECOSOC/6487**
COMITÉ DES ONG: COMITÉ DES ONG ACCORDÉ SUR LEURS RECOMMANDATIONS
- Feb 2, 2011 ECOSOC/6488 ONG 71***
MALGRÉ UNE SEMAÎTE INTENSAVE MARQUÉE PAR DE NOMBREUX PROBLÈMES TECHNIQUES, LE COMITÉ DES ONG
- Feb 2, 2011 ECOSOC/6488**
COMITÉ DES ONG: ACCORDÉ SUR LEURS RECOMMANDATIONS CONCERNANT L'ACCREDITATION DE « INTERNATIONAL LESBIAN AND GAY PRIDE COUNCIL »
- Feb 2, 2011 ECOSOC/6489 ONG 71***
LE COMITÉ ACCORDE LE STATUT CONSULTATIF À 17 ONG ET REPORTE L'EXAMEN DES DEMANDES DE 14 AUTRES DONT « HOMOSEXUALISÉ INITIATIVE JEUNES »
- Feb 1, 2011 ECOSOC/6487**
COMITÉ DES ONG: CONFIRME SON RÔLE EN COMITÉ CONSULTatif
- Feb 1, 2011 ECOSOC/6487 ONG 71***
LE COMITÉ DES ONG RECONFIRME À L'ECOSOC DROITS SUR LE STATUT CONSULTATIF SPECIAL À DES SEPT ORGANISATIONS
- Jan 31, 2011 ECOSOC/6486**
COMITÉ DES ONG: COMITÉ DES ONG ACCORDÉ SUR LEURS RECOMMANDATIONS

6. ECOSOCによる最終決定

ECOSOCとの協議資格は、決議1996/31に含まれた原則によって管理されます。

ECOSOCは国連総会で選出された54ヶ国の加盟国で構成されており、任期は3年です。理事会の議席は地理的配分原則によってアフリカ国家14席、アジア国家14席、東欧国家6席、中南米国家10席そして西ヨーロッパ及びその他地域国家13席に配分されています。ECOSOCは、申請手続の最後の段階である最終決断を出す責任を持っています。

NGO委員会が推薦勧告をした後、ECOSOCは、通常同年7月に開催される次期会議でこの内容を検討します。会期中、ECOSOCは、NGO委員会の2回の会議報告書を考慮して、最終決定を下します。NGOに協議資格が与えられるのは、ECOSOCの決定が下った後のみです。そして、NGOにレターが送付されます。





4年に1度の報告書

総合協議資格および特殊協議資格を有するNGOは、4年ごとに、その活動、特に国連の活動に対する支援活動に関し、事務総長を通して経社理NGO委員会に簡単な報告書を提出する。

——経社理決議1996/31 第9部 段落61(c)

国連ミレニアム開発目標の達成と国連の活動に貢献することは、NGOに協議資格を与える主要な目的の一つです。

いったんNGOが協議資格を獲得すれば、ECOSOCのNGO委員会は、ECOSOCの活動に対するNGOの貢献を監視します。協議資格にあるNGOは、4年に1度、NGO課を通じて委員会に報告書を提出しなければなりません。その報告書には、特にミレニアム開発目標とその他国際的に合意された目標を含めて、国連の活動に対する貢献を強調した、団体の

活動についての簡単な叙述が含まれなければなりません。

4年に1度の報告書の書式及び内容に関するガイドラインは、ホームページ www.un.org/ecosoc/ngo/quadreports で確認することができます。報告書の提出には2つのオプションがあります。

● **オプション1（推奨）**：NGO課ウェブサイトで報告書をオンラインで提出する。NGO課ホームページに行き、「Login for the ICSO database (ICSOデータベースにログイン)」をクリックしてログインする。「Consultative status (協議資格)」のタブをクリックした後、「Quadrennial reports (4年に1度の報告書)」をクリックして「Update reports (報告書のアップデート)」に入り、関連項目を入力する。

● **オプション2**：NGO課のEメールアドレス quadreports@un.org に、Word文書として報告書を添付して送信する。

4年に1度の報告書の締め切り期日6ヶ月前に、NGO課は、報告書の予定された締め切り期日と締め切り期日内に提出しない場合のペナルティについてNGOに通知します。

NGOは、自分の団体のアカウントにログインし、プロフィール・タブで連絡先情報をアップデートし、団体の連絡先情報が現在最新の物かどうかをよく確認してください。

**4年に1度の報告書を提出しなければ
どのような結果になるのか？**

経社理決議2008/4の中の「4年に1度の報告手続の改善方案」には、NGOが適時に報告書を提出することができない場合の具体的な措置が提示されています。その措置は次の内容です：

● 報告締め切り期日から1ヶ月後に、報告書が未提出のNGOに、NGO課から次年度の1月1日までに提出するよう通知を送る。

- 1月1日まで報告書が提出されなければ、NGO課は該当のNGOに5月1日まで未提出報告書を提出するよう最終通知を送る。この日までも報告書が提出されなければ、NGO委員会は、該当NGOの1年間の協議資格の停止を直ちに勧告する。
- 理事会が該当NGOの協議資格の停止を決定すれば、この決定と共に、次年度5月1日までの4年に1度の報告書の提出要請も通知される。
- それでも期間中にNGO課に報告書が提出されなければ、ECOSOC NGO委員会は、該当NGOの協議資格撤回を勧告するようになる。





連絡先 及び 便利なリンク

NGO Branch

Office of ECOSOC Support and Coordination

Department of Economic and Social Affairs

United Nations

国連経済社会局 ECOSOC支援調整事務所 NGO課

住所： One United Nations Plaza,
Room DC1-1480, New York, NY 10017

電話： 1-212-963-8652

FAX： 1-212-963-9248

NGO課へのメッセージ： ホームページで "Contact us" をクリックする。

ホームページ：<http://www.un.org/ecosoc/ngo>

リンク：

- CSO net : www.un.org/ecosoc/csonet
- 4年に一度の報告書 : www.un.org/ecosoc/ngo/quadreports
- UNグラウンド・パス : www.un.org/ecosoc/ngo/passes
- 市民社会団体データベース : esango.un.org/civilsociety
- 機能委員会 : www.un.org/ecosoc/ngo/comissions

ECOSOC Committee on NGOs

ECOSOC NGO委員会

住所： One United Nations Plaza, Room DC1-1480,
New York, NY 10017

電話： 1-212-963-8652

FAX： 1-212-963-9248

委員会へのメッセージ：

NGO課ホームページ（左記）で "Contact us" をクリックする。

ホームページ：<http://www.un.org/ecosoc/ngo/committee>

Commissions on Sustainable Development

持続可能開発委員会

住所： 2 United Nations Plaza, Room DC2-2220,
New York, NY 10017 USA

FAX： 1-212-963-4260

CSDへのメッセージ： ホームページで "Contact us" をクリックする。

ホームページ：

[\(CSDホームページ\)](http://www.un.org/esa/dsd/csd/csd_index.shtml)

[\(NGOの参加\)](http://www.un.org/esa/dsd/dsd/dsd_faqs_sg.shtml)

Commission on the Status of Woman

婦人の地位委員会

住所： 2 United Nations Plaza, Room DC2-1250,
New York, NY 10017, USA

FAX : 1-212-963-3463

CSWへのメッセージ：ホームページで"Contact us" をクリックする。

ホームページ：<http://www.un.org/womenwatch/daw/csw/index.html> (CSWホームページ)

www.unwomen.org

<http://www.un.org/womenwatch/daw/ngo/index.html>
(NGOの参加)

Commission for Social Development

社会開発委員会

住所： 2 United Nations Plaza, Room DC2-1320,
New York, NY 10017 USA

FAX : (DSPD) 1-212-963-3062

CSocDへのメッセージ：ホームページで"Contact us" をクリックする。

ホームページ：<http://social.un.org/index/>

[CommissionforSocialDevelopment.aspx](http://social.un.org/index/CommissionforSocialDevelopment.aspx)

(CSocDホームページ)

<http://social.un.org/index/CivilSociety.aspx>

(NGOの参加)

Permanent Forum on Indigenous Issues

先住民問題に関する常設フォーラム

住所： 2 United Nations Plaza, Room DC2-1454,
New York, NY 10017, USA

電話 : 1-917-367-5100

FAX : 1-917-367-5102

E-mail : indigenous_un@un.org

ホームページ：<http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/index.html>

Commission on Population and Development

人口開発委員会

住所： 2 United Nations Plaza, Room DC2-1950,
New York, NY 10017 USA

電話 : 1-212-963-3179

FAX : 1-212-963-2147

ホームページ：<http://www.un.org/esa/population/cpd/aboutcom.htm>

http://www.un.org/esa/population/cpd/ngopart_44.htm (NGOの参加)

United Nations Forum on Forests

国連森林フォーラム

住所： 1 United Nations Plaza, Room DC1-1245,
New York, NY 10017, USA

電話 : 1-212-963-3401 / 1-917-367-4244

FAX : 1-917-367-3186

E-mail : unff@un.org

ホームページ: <http://www.un.org/esa/forests/>

Commission on Crime Prevention and Criminal Justice

犯罪防止刑事司法委員会

住所： Civil Society Team, UN Office on Drugs and Crime,
Vienna International Centre,
P.O.Box 500, Room D1474, A-1400 Vienna, Austria

電話： (UNODC) ウィーン事務局：43-1-26060

FAX： (UNODC) ウィーン事務局：43-1-263-3389

E-mail: ngo.unit@unodc.org (市民社会チーム)

ホームページ：

<http://www.unodc.org/unodc/en/commissions/CCPCJ/>

Commission on Narcotic Drugs

麻薬委員会

住所： Civil Society Team, UN Office on Drugs and Crime,
Vienna International Centre, P.O.Box 500, Room
D1474, A-1400 Vienna, Austria

電話： (UNODC) ウィーン事務局：43-1-26060

FAX： (UNODC) ウィーン事務局：43-1-263-3389

E-mail: ngo.unit@unodc.org (市民社会チーム)

ホームページ：

<http://www.unodc.org/unodc/en/commissions/CND/>

Commissions on Science and Technology for Development

開発のための科学技術委員会

住所： Palais des Nations, 8-14, Av . de la Paix, 1211
Geneva 10, Switzerland

電話： (UNCTAD) 41-22-917-1234

FAX： (UNCTAD) 41-22-917-0057

E-mail : stdev@unctad.org

ホームページ： <http://www.unctad.org/cstd>

Statistical Commission

統計委員会

住所： 2 United Nations Plaza, Room DC2-1670,
New York, NY 10017, USA

電話： 1-212-963-4849

FAX： 1-212-963-4569

E-mail : statcom@un.org

ホームページ：

<http://unstats.un.org/unsd/statcom/commission.htm>

Human Rights Council

人権理事会

住所： Office of the High Commissioner for Human Rights,
Palais Wilson, 52 rue des Pâquis, CH-1201 Geneva,
Switzerland

電話： +41 22 917 965 (NGO Liaison Officer NGO担当職員)

E-mail : civilsocietyunit@ohchr.org

ホームページ：

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/>

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/ngo.htm>

(人権委員会へのNGOの参加)



ECOSOCとはどのような組織なのか？

経済社会理事会は、14の国連専門機関及び機能委員会、そして 5つの地域委員会の経済、社会及び関連業務を管轄する主要機関です。国際的な経済及び社会問題を論議し、加盟国及び国連システムに提供される政策提言を用意する中心フォーラムとしての役割を果たしています。

協議資格とは何か？

協議資格とは、国連と NGOが皆恩恵を受けることができる承認の枠組です。決議1996/31には次のように明示されています：『…協議関係の取り決めに関する決定は、その取り決めを行うテーマについて特別な能力をもつNGOから経社理またはその補助機関が専門的な情報や助言を得ることができるようにして、また、世論の重要な要素を代表している国際、地域、小地域、国の組織がその見解を表明できるようにするために協議関係の取り決めがなされるという原則に従って行われるべきである。』

—— 経社理決議1996/31、第2部、段落 20

なぜ私のNGOには協議資格が必要なの？

ECOSOCは、NGOの見解が国際的に傾聴され、関連議題に貢献することができる機会を提供します。協議資格を持った NGOは次のような権限を受けます：

- » 国際会議及びイベントへの参加
- » イベントで書面及び口頭の意見書発表
- » サイドイベントの主催
- » 国連施設への入場
- » ネットワーク形成及びロビー活動の機会